

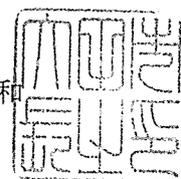
大田市告示第104号

大田市市税等の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第158条の2、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、告示する。

令和4年4月27日

大田市長 楫野弘和



1. 委託事務の範囲

市県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、保育所副食費、農業集落排水施設使用料、生活排水施設（浄化槽）使用料、生活排水施設（浄化槽）分担金及び簡易給水施設使用料のコンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスにおける収納事務

2. 委託事務の区域

全国一円

3. 委託の相手方

島根県松江市魚町10番地
株式会社 山陰合同銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス 株式会社

別紙「スマートフォン等の電子機器による決済サービスにかかる提携先一覧」の記載先

4. 委託期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで